

従業員の働きやすい 職場環境づくりを応援します！



～「岡谷市働きやすい職場づくり応援補助金」のご案内～



女性や障がい者、高齢者、外国人など多様な人材の活躍推進に向けた職場環境改善に取り組む際に、要する費用の一部を助成します。

- ☞ 補助対象者は市内中小企業又は個人事業主(従業員2名以上の雇用)。
- ☞ 年度内において、限度額3万円及び15万円の補助対象事業についてそれぞれ利用可能。
- ☞ 本助成制度での「従業員」は、「女性」・「障がい者」・「高齢者(60歳以上)」・「外国人」を指します。

補助対象事業	補助対象経費	内 容	補助率	限度額
従業員の働きやすい職場環境に資する社内研修又は外部研修	講師謝金(※1)	啓発研修等の外部講師への謝金	1/2	3万円
	施設等賃借料	社外の別会場を借りる場合の会場借上げ料		
	委託費	専門業者への研修委託費		
	研修参加費	社外啓発研修等の参加費		
就業規則等の変更、労務管理・制度改革	委託費	社会保険労務士等の専門家への相談委託費(※2)		
国または長野県が実施する認証制度の申請	委託費	「えるぼし」、「くるみん」、「職場いきいきアドバンスカンパニー」等の申請委託費		
従業員専用設備の設置	従業員が専用する設備及び身体機能低下を補う設備の新設、改修、導入等の工事費(※3～5)	従業員専用のトイレ(多機能含む)、更衣室、休憩室、託児スペース、手すり、スロープ等の他、市長が認める新設、改修、増設工事	15万円	
従業員の身体機能を補助する器具等の導入	購入費	パワーアシストスーツ等の器具等購入費		



- ※1 社内講師は除く
- ※2 顧問料は除く
- ※3 備品購入費及び設備のリース料は除く
- ※4 下水道接続工事、浄化槽設置工事及び既存施設の除去費用は除く
- ※5 従業員専用設備の設置にあつては、**市内工事施工業者に請け負わせる工事**に限る。

【申請手順】



- ※提出書類を、テクノプラザおかやホームページ (<http://www.tech-okaya.jp>) よりダウンロードいただき、テクノプラザおかやまでご申請ください。
- ※先着順とし、書類審査のうえ交付決定します。また、予算枠に達した時点で受付終了となります。

【お問い合わせ】〒394-0028 岡谷市本町1-1-1 テクノプラザおかや (岡谷市役所工業振興課)
TEL:0266-21-7000 FAX:0266-21-7001

働きやすい職場環境を整えることで様々な効果が!!

☆従業員のモチベーションUPで生産性も向上!

☆自社の魅力UPで若い社員が採用できた! 従業員の定着化にも繋がった!!



活用例

	実施事業	補助対象経費
例 1	従業員の働きやすい職場づくりに資する職場風土向上やハラスメントなどに関する研修として、外部から講師招請や外部研修に参加した。	<ul style="list-style-type: none"> 社内研修外部講師費用 研修参加費 
例 2	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者や技能実習生の日本語教育や日本文化、生活様式に関する研修を実施した。 外国人労働者等とのコミュニケーションを円滑にするため、翻訳機器を導入した。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部講師費用 研修参加費 機材購入費 
例 3	子育て中の女性従業員が多いため、社員に応じた短時間勤務ができるよう就業規則を見直し、改正した。	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険労務士等の専門家への相談委託費用 
例 4	全社をあげた従業員の働きやすい職場づくりへの取り組みを進めるため、国や長野県の公的認証取得へと申請書類の作成、提出等を外部委託により実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 申請委託費 
例 5	<ul style="list-style-type: none"> 社内に女性用トイレや身障者用のトイレを新設した。 従業員用トイレを和式から洋式改修した。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員専用設備の設置費用 
例 6	障がいのある従業員が快適に働けるよう、スロープや手すり、障がい者用駐車場を設置した。	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能の低下を補う設備の設置費用 
例 7	重量物の運搬作業が多い中、従業員の身体への負担を軽減するため、パワーアシストスーツを購入した。	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能を補助する器具等の購入費用 

Q&A

Q1.既存のトイレを改修しますが、何が対象となりますか？

A1.洗浄機付き便座や和式から洋式への変更など老朽化に伴うトイレ設備の更新のほか、擬似流水音装置、鏡、手洗い等が対象となります。

Q2.パーティションで仕切って女性用休憩室を新設しますが対象になりますか？また、一緒に購入する机や椅子、エアコンは対象になりますか？

A2.移動できないよう固定された構造が対象となります。また、備品等は対象外です。

Q3.会社名義でなく、社長個人の名義の建物を事業用として使用しておりますが、対象となりますか？

A3.申請法人の登記上の代表者の個人所有（法人代表者の直系血族三親等内の親族所有を含む）で、かつ事業の用に供する建物であれば対象となります。
（設置後5年以内に撤去等があった場合は、補助金交付を取り消す場合があります）

Q4.工事現場の仮設トイレを男女別とするためレンタルする女性用のトイレは対象となりますか？

A4.常設建物への設置を対象としているため対象外です（リースも不可）。工事現場の仮設事務所への設置工事費なども対象外です。

Q5.従業員用更衣室の増設で補助金を活用したのですが、社会保険労務士に委託し、就業規則も改正したので、補助金を活用できますか？

A6.1事業所あたり限度額の3万円と15万円のそれぞれの補助対象経費でご利用いただけます。